

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消について

令和6年8月30日
茨城県

(私立専門学校)

| 確認大学等の名称 | 確認大学等の所在地 | 設置者の名称 | 設置者の主たる事務所の所在地 | 根拠規定 |
|--------------------------------|----------------|----------|----------------|-------------|
| 専門学校EIKA International College | 茨城県古河市旭町2-11-6 | 学校法人盈科学園 | 茨城県古河市旭町2-11-6 | 法第15条第1項第一号 |

(※1) 国公立の別、学校種別の一覧表とする。

(※2) 「根拠規定」欄は、修学支援法における取消しの根拠規定について、「法第15条第1項第一号」などと記載する。